

あきる野市観光施設の指定管理者について（指定理由書）

1 審査対象団体

あきる野市観光施設「秋川橋河川公園」、「第1水辺公園リバーサイドパークーの谷」及び「第4水辺公園秋川ふれあいランド」（以下「河川公園等」という。）については、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、一般社団法人あきる野市観光協会（以下「（一社）観光協会」という。）に管理を行わせる。

2 現指定管理者に引き続き行わせる理由

あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条第1項第2号の規定に基づき、（一社）観光協会に管理を行わせる理由については、次のとおりである。

（1）協定書及び事業計画書等に沿って適正に指定管理業務を行っていることについて

河川公園等は、観光客の利便性向上と河川環境保全を目的として、市が河川管理者（東京都）から河川占用の許可を受けて整備している施設である。

（一社）観光協会は、平成12年に秋川観光協会と五日市観光協会が合併して設立された任意団体「あきる野市観光協会」を前身として、平成27年5月15日に一部法人化された団体である。平成29年度には、組織強化を目的として、任意団体の下部組織である秋川支部及び五日市支部が統合し、現在の（一社）観光協会となった。

また、従前より、市から河川公園等の管理運営を委託され、平成18年以降については、指定管理者制度により管理運営を行っている。

事業については協定書及び事業計画書に基づき、観光振興及び河川環境保全に努め、適正に指定管理業務を行っているとともに、モニタリング評価についても全て適正であり、総合評価もAである。

（2）施設の利用状況が改善されている又は良好な状態であることについて

河川公園等の利用者数は、平成28年度に約7万5千人、平成29年度に約6万9千人、平成30年度に約6万7千人となっており、市を代表する観光施設として定着している。

直火でのバーベキューや河川での鉄板等の洗浄を行わないよう、燃料及び用具等の持ち込みを禁止し、レンタル用品を洗わずそのまま返却するシステムを取り入れたことや利用者が出したゴミを回収するなど、清流秋川の水質保全と利用者の利便性向上を図っている。また、市が所有する施設内の公衆トイレに係る光熱水費等の負担や、自主的な施設修繕等を行うなど、指定管理者としての実績は評価できる。

（3）収支計画書に基づく予算執行が適正になされており、施設の収支状況が良好な状態であることについて

（一社）観光協会の経営状況は安定しており、収支状況等について良好な状態である。

台風等の被害による河川敷修復工事についても、すべて自己財源で実施するとともに、施設の安全管理についても重点的に行っていることは評価できる。

また、平成30年度事業報告書及び収支決算報告書の内容について、経費削減に取り組みつつ、安定した経営状況と良質なサービスの提供されていることが認められる。

(4) 指定管理者となっている団体の経営状況等から、安定的かつ継続的なサービスの提供が認められることについて

(一社)観光協会は、市の観光行政及び地域経済を支える重要な組織として、観光の振興や観光資源の保全、観光客の誘致、観光施設の充実改善、管理運営などに積極的に取り組んでいる。具体的な活動として、あきる野の奏でなど各種イベントを主催しているほか、あきる野映画祭やあきる野夏まつりなどといった多くの観光・商業関連事業の支援や観光地の安全管理を行っている。

また、市と協働による「東京のふるさとあきる野」の実現に向けて、観光誘致活動及び秋川渓谷のブランド化を推進するため、武蔵五日市駅前に観光案内所を設置するとともに、市外で観光PRキャラバンを実施するなど、積極的な観光まちづくりに取り組んでいる。

このように、引き続き、(一社)観光協会が河川公園等の管理運営を行うことにより、安定した行政サービスの提供や事業効果、観光行政へのさらなる貢献などが期待されることから、河川公園等の指定管理者を(一社)観光協会とする。

(参考) 河川公園等の利用者数及び売上額一覧表

年 度	利用者数 (人)	売上額 (円)
平成28年度	約75,000	71,690,286
平成29年度	約68,900	67,714,217
平成30年度	約67,500	68,566,040